

藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。